

令和7年度事業方針大綱

日本の経済活動はコロナの影響もほとんどなくなり、少しずつ活性化しているようだが、日本の政治は相変わらず安定感を欠いており、今後どのような社会情勢になるか分からない状況に見える。ただし給料賃金は一定数上昇しており、住宅着工の増加につながることを望みたい。

昨年4月1日から相続登記義務化が施行された。国民からの関心は高く、法務局への問い合わせも増えており、義務化になったことにより登記制度にあたえる影響はかなり大きいと感じている。

その前年から施行された相続土地国庫帰属制度は、1430件が国庫に帰属し、帰属した土地が売却される事例も発生してきており、財務省から土地境界確定の業務が発注されてきているようである。

連合会は、今後土地家屋調査士が、相続土地国庫帰属制度申請に提出する図面の作成を、土地家屋調査士の業務としていけるよう、議員連盟をとおして法改正を要望している。

土地家屋調査士の業務が様々な部門に及ぶようになれば職責はさらに重くなり、会員一人一人が誠実に業務に取り組むことが重要となるでしょう。

県会では、今年度も土地家屋調査士制度の発展と、会員の業務能力向上、倫理観の醸成を志向し、事務所運営の充実を図りながら、国民から信頼され頼れる存在となる土地家屋調査士を目指していくために、下記のことを重点に会務を運営したいと考える。

1. 研修体制の充実

国民の負託にこたえられるよう、業務資質の向上と倫理観の醸成を図るために必要な研修を行う。

2. 会運営の基盤・事務効率化

会の健全な運営を行うとともに、事務の効率化と情報伝達を行う。

3. 土地家屋調査士制度に関連する諸機関との協議を図る

土地家屋調査士制度の維持発展のため、法務局や関係官庁との協議を図る。

4. 関係団体との連携

他士業団体、政治連盟、公嘱協会との連携を諮り土地家屋調査士制度の維持発展を図る。

5. 制度広報の推進

土地家屋調査士制度の認知向上をめざし啓蒙活動を行う。